

[論文]

意匠認証制度から見た瀬戸輸出陶磁器の特徴（その1）

——1970年7月～1971年6月の実態分析——¹⁾

古池 嘉和

名古屋学院大学現代社会学部

要 旨

輸出認証制度は、意匠を保護し、諸外国との間における意匠の問題を解消する重要な制度であった。制度の運用を担ってきた公益財団法人日本陶磁器意匠センターに保管されている輸出認証の記録は、認証当時の輸出品を調査する貴重なデータとなっている。本研究では、輸出認証制度について、概括的な整理を行った上で、瀬戸（出張所）において輸出認証申請されたデータを分析し、そこから瀬戸地域における輸出陶磁器製品の特長を分析したものである。

キーワード：瀬戸，意匠認証，輸出陶磁器，ノベルティ

Characteristics of Exported Seto Porcelain according to the Design Certification System (vol. 1)

——Analysis of the Actual Condition from July 1970 to June 1971——

Yoshikazu KOIKE

Faculty of Contemporary Social Studies
Nagoya Gakuin University

1) 本調査は、JSPS 科研費JP16K02091 の助成を受けて実施したものである。

はじめに

第二次世界大戦後の復興期における主力輸出産業である陶磁器業界には、海外（特に、英国）より、頻繁に意匠の模倣問題が提起されるようになった。意匠模倣問題は、外交上においても重要な課題となり、昭和28（1953）年には、英国陶業連盟の代表者を日本に招き、模倣を改めることで合意した²⁾。こうした経緯を踏まえて導入されたのが、陶磁器の輸出における意匠認証制度である。

そこで、本研究では、はじめに輸出陶磁器の意匠認証制度を整理する。その上で、当該制度に基づいて認証された輸出陶磁器の分析を通じて、どのような意匠のものが作られていたのかについて考察を深めていく。

意匠認証制度は、後述のとおり「公益財団法人日本陶磁器意匠センター（以下、意匠センター）」で行われていた。その事務所は、「寄付行為（第一章第2条）」によって、名古屋市に置くこととなっている。しかし、「登録、認証の実施要領（認証；四）」によれば、必要な地域で出張事務等を行うことができるようになっており、本研究における認証申請は、瀬戸市で出張所が開設された昭和45（1970）年7月以降に取り扱われたものを分析の対象としている。従って、ここでは、瀬戸³⁾における1970年当時（1970年下半年（7月～12月）～1971年上半年（1月～6月））の輸出陶磁器製品の特徴であると考えることができる。

折りしも、1970年代は、日本経済にとっても大きな転換期を迎えた時期である。本研究での分析期間である1970年下半年から1971年の上半期までは、1971年8月に起きた「ニクソンショック⁴⁾」の前夜と呼ぶことができる。戦後の貿易の歴史の中でも激動期となる1970年当時の瀬戸の輸出製品の特性を明らかにすることが、今回の目的となる。

1. 意匠認証制度

本制度は、輸出入取引法に基づく日本陶磁器輸出組合の「意匠協定⁵⁾」を法的な根拠とし、昭和31（1956）年から始まった⁶⁾。従って、組合員以外に法的な拘束力が及ぶことはなく、「員外者には行政的な指導によって組合員の規則を守らせるだけ」であったが、昭和39（1964）年7月より、通商産業大臣の輸出認証制（アウトサイダー規制命令）が実施されるようになり、制度が強化されたのである。

その方法は、「業者の申請により正当と認められる新意匠を当財団に登録して保全の対象とし、一方輸出陶磁器の全意匠を認証制度によって事前にチェックする」ことであり、そのことにより「登録認証あるいは外国オリジナル意匠の模倣を防止して、意匠に関する秩序維持」が図られるのである。その際、対象となっているのは、制度発足当初は、食器とノベルティ（置物類）であったが、昭和40（1965）年より、「くすりがけモザイク・タイル」の登録についても認証が始まった。手続きは、輸出貨物のすべてにおいて必要となり、輸出契約が成立した際に、「意匠認証申請書（図1）」（4通）、「裏印認証申請書」（4通）に製品見本を添えて意匠センターに申請することとなる⁷⁾。

意匠認証制度から見た瀬戸輸出陶磁器の特徴（その1）

認 証 番 号	写 真 貼 付 場 所 (現品添付)		氏 名 印	住 所	申 請 者	法 財 団 日 本 陶 磁 器 意 匠 セ ン タ ー 意 匠 認 証 申 請 書
認 証 年 月 日						
登 録 者 名, 番 号						
番 号 ()						
品 種 区 分						
	輸 業 者 出 名	加 業 工 完 成 名				
認 証 之 印						
	素 業 者 地 名 (数 量)	転 銅 写 版 業 者 名 (数 量)				
	注 意 事 項					
			受 付 年 月 日			

図1 意匠認証申請書

(出典)「日本陶磁器意匠センター諸規程集」より

意匠センターでは、認証に適すと判断される場合には、認証申請書1通に認証年月日および認証番号を明記した上で認証印を押印して申請者に交付される。

認証は、意匠センター「登録および認証規程」の第18条（認証）によって、「申請にかかわる輸出陶磁器の意匠または裏印が下記にかかげる意匠または裏印に該当しないとき」に限って行われ、審査の結果、認証に適しないと判定された場合には、通知の発信日より15日以内に理由書を付して、再審査申請をすることができる（「登録および認証手続（認証の再審査）」より）。

- (1) 意匠法または商標法によって登録された他人に属する意匠または商標と同一または類似のもの
- (2) 意匠センターに登録された他人に属する意匠または裏印と同一または類似のもの
- (3) 国際商慣習にもとるものと認められるもの⁸⁾
- (4) その他、当該意匠または裏印の使用が妥当でないと認められるもの

実際の認証件数（表1）を見てみると、制度が発足した当初の昭和32（1957）年度は、合計認証件数が7万件を超えており、格段に多くなっている。中でも、ノベルティの認証件数は、5万件を超えている。また、昭和33（1958）年度は、合計が5万件弱と多くなっているが、その後は、昭和38(1963)年度までは、食器で1万件強、ノベルティでは2万件前後～3万件弱で推移している。昭和39(1964)年度には、一時的に多く認証されており、食器で3万件、ノベルティでは4万件を超えている。これは、先に見たようにアウトサイダー規制が影響しているものと考えられる。

その後、ノベルティについては、昭和50（1975）年度まで、2万件前後～3万件弱で安定的に推移しているが、一方の食器については、年によってばらつきがあるものの概ね増傾向にあると言える。

表1 食器、ノベルティの認証件数

年度／摘要	食 器		ノベルティ		合 計	
	申請	認証	申請	認証	申請	認証
昭和32年度	18,752	18,556	52,401	51,815	71,153	70,371
33	15,527	15,269	33,915	33,570	49,442	48,839
34	11,693	11,527	27,415	27,122	39,108	38,649
35	13,933	13,801	28,707	28,454	42,640	42,255
36	12,546	12,444	23,178	23,016	35,724	35,460
37	11,379	11,224	19,369	19,241	30,748	30,465
38	11,409	11,254	18,658	18,538	30,067	29,792
39	32,384	32,207	42,101	41,919	74,485	74,126
40	21,953	21,767	28,653	28,368	50,606	50,135
41	18,424	18,165	28,451	28,018	46,875	46,183
42	17,154	16,892	23,634	23,321	40,788	40,213
43	17,195	16,893	19,884	19,702	37,079	36,595
44	16,264	16,082	17,602	17,477	33,866	33,559
45	23,735	23,538	19,383	19,245	43,118	42,783
46	24,119	23,906	17,796	17,512	41,915	41,418
47	26,763	26,473	22,710	22,460	49,473	48,933
48	18,440	18,203	20,579	20,308	39,019	38,511
49	30,859	30,493	23,334	23,079	54,193	53,572
50	58,702	58,339	28,860	28,614	87,562	86,953
51	37,462	37,162	10,763	10,663	48,225	47,825
合 計	438,693	434,195	507,393	502,442	946,086	936,637

(出典；財団法人日本陶磁器意匠センター「二十年の歩み」より)

2. 認証組織（公益財団法人日本陶磁器意匠センター）

2.1 設立の経緯

第二次大戦後、貿易が再開され陶磁器輸出が伸長するようになると、意匠の模倣が国際的に問題視されるようになる。同時に国内においても業者間における過当競争を招き、業界の秩序維持のために意匠対策が急がれるようになる。そこで、ノベルティ業界においては、昭和24（1949）年に「品質向上委員会」が組織化され、意匠の登録制度が発足した。また、食卓用品については、昭和25（1950）年に、「日本輸出陶磁器工業協会」で考案登録制が実施された。その後も昭和28（1953）年に、「日本陶磁器輸出組合」における「意匠判定委員会」の設置や「日本陶業連盟」における委員会対応など、意匠保護の動きに向けて動き出すこととなった。しかし、「次第に錯綜して来る時代の要求に応じ、全業界、全地域を包含する意匠対策を遂行するためには、何か特別の組織を設け、抜本的な対策を講じなければならない」状況となり、認証を行う組織として「財団法人日本陶磁器意匠センター」が設立されたのである。

意匠認証制度から見た瀬戸輸出陶磁器の特徴（その1）

表2 昭和44年度末における保全登録点数

品 目	44年度	43年度	増 減
食 器 類	7,401点	6,010点	23.1%増
ノベルティ類	8,790点	8,166点	7.6%増
くすりがけモザイクタイル	1,047点	1,035点	1.1%増
裏 印	529点	416点	27.1%増
ペーパーマツシュ	409点	—	
合 計	18,176点	15,627点	16.3%増

(出典：『日本陶業年鑑1971年版』より)

2.2 意匠センターの業務

同センターの主要な業務は意匠の保護業務と指導業務である。意匠保護については、「新規意匠を保護し、意匠に関する秩序を維持する」ために、保全登録や輸出における認証を実施している。一方、指導業務は、各種講習会、講演会、デザイン・コンクールなどを通じて、保護すべき意匠の創造を行っている。参考までに、登録制度の仕組みについて言えば、制度発足当初は、「第一種（相当の新規性、独創性を有する意匠で、保全範囲が広い）」と「第二種（登録の範囲がかなり限定されたもの）」に分けられていたが、昭和39（1964）年より、「特別登録（かなり広範囲な権利を認める独創的な意匠）」、「保全登録（特別登録よりやや権利関係の狭い登録）」、「限定登録（既往の第二種と同様な狭い範囲の登録）」に区分されている。その上で、これらの区分の中で、登録の内容を明確にするため、「食器、ノベルティについては、形状、模様、総合、結合（他資材との結合）の四つの種類に分けて」登録されている。なお、昭和44（1969）年度末の登録保全業務については、表2に示すとおりである。保全点数が最も多いのはノベルティ類であるが、対前年度比における伸び率で見ると、食器類と裏印の伸び率が高くなっている。

2.3 組織体制

意匠センターは、生産者団体である「日本陶業連盟」と商社の組織である「日本陶磁器輸出組合」が母体となって設立された⁹⁾。運営に当たっては、理事会（顧問／理事長／副理事長／専務理事／常務理事）が意思決定を行い、日々の業務は事務局（事務局長／次長、業務一課（デザインの保全）、業務二課（デザインの保全）、総務課（デザイン開発指導）、経理課、瀬戸出張所、東京連絡所）が行っている。

認証の再審査については、「審査委員会¹⁰⁾」が行うこととなっており、意匠センターは、同委員会を開いた上で審議決定を行う。なお、審査委員会の決定に対しては、意匠センターが妥当と認める事由以外は、異議申し立てができない制度となっている。その他の組織としては、輸出陶磁器意匠に関する紛議の調停／仲裁を行う「調停／仲裁委員会」、対外的な意匠問題に関する対策・方針等を審議する「対外意匠審議会」などがある。

3. 瀬戸における業界動向

3.1 業況

本研究において分析の対象となる期間直前の1970年（上半期）の瀬戸の生産状況を見てみよう（表3）。まず、経年比較で分かる様に、昭和41（1966）年度から昭和45（1970）年度にかけて、生産数量、生産金額とも逡増傾向にある。輸出向出荷については、昭和42（1967）年度に生産数量が微減するものの生産金額ベースで見れば、昭和45（1970）年にかけて大きく増加していることが分かる。

昭和45（1970）年度の上半期の中では、金額ベースでは「玩具置物」が最も多く約36%（4,929,628（千円）/13,709,784（千円））を占めている。これを「輸出向出荷」に限って見れば、金額ベースで約57%（4,555,801（千円）/7,953,430（千円））を占めており、同じく「洋飲食器」が約32%（2,562,668（千円）/7,953,430（千円））であることから、当時、多くの「玩具置物」が輸出されていたことが分かる。この二つの品種で占める輸出の割合は、金額ベースで約9割になっており、主たる輸出品目になっていたことが分かる。

また、生産金額に占める輸出向出荷金額の割合は、「玩具置物」が約92%、「洋飲食器」が約90%となっており、ほぼ全面的に輸出品目となっている。この点は、約3割の輸出向となっている「タイル」と異なっている点である。

一方、事業所数については、「和食器メーカー205、洋食器76、玩具置物172、原材料104、上絵付64」といった事業所の構成で、ディナー食器の三郷陶器、瀬栄陶器、山久製陶所。ノベルティでは七本松陶園、丸山陶器などが大手である¹¹⁾が、零細なメーカーが多いノベルティ分野は、特に、過当競争が著しかったようである。

その一方で、昭和45（1970）年に開催された大阪国際博覧会において、「TK名古屋人形会社の「名古屋人形」の計11点が愛知県代表作品として会場を飾った¹²⁾」ように、瀬戸で生産されるノベルティの技術の高さも評価されるようになったと考えられる。

3.2 輸出関連組織の変遷

ここでは、戦後の瀬戸における輸出に関連する組織を整理し、その上で、1970年当時の瀬戸における輸出製品の特性を把握していく。

瀬戸では、昭和32（1957）年5月に「瀬戸輸出陶磁器工業完成協同組合」が設立され（事務所：瀬戸市共栄通り2丁目26番地）、同時に「日本陶磁器工業協同組合連合会」に加入している。同連合会は、当初、素地と完成の両業界を一本化していたが、昭和37（1962）年7月の「中小企業団体の組織に関する法律（1957年11月公布、1958年4月施行）」改正に伴い、素地品と完成品の調整を同一の工業組合連合会において実施することが法的に不可能となった。そのため、昭和37（1962）年12月に、「日本陶磁器工業協同組合連合会」から脱退し、「日本輸出陶磁器完成工業組合連合会」に加入している。その後、平成9（1997）年8月に「瀬戸陶磁器工業協同組合」に名称を変更し、今日に至っている。

意匠認証制度から見た瀬戸輸出陶磁器の特徴（その1）

表3 昭和45年度上半期瀬戸陶磁器業界生産状況（昭和45年1月～6月）

区分→	生産		輸出向出荷		国内向出荷	
	数量(屯)	金額(千円)	数量(屯)	金額(千円)	数量(屯)	金額(千円)
電気用品	19,022	2,111,062	1,818	167,451	17,187	1,941,743
工業理化学	1,230	299,308	155	38,597	1,082	262,421
和飲食器	10,653	1,521,355	105	14,688	10,554	1,507,629
洋飲食器	16,087	2,844,664	14,367	2,562,668	1,880	310,318
玩具置物	21,321	4,929,628	19,515	4,555,801	1,801	372,861
衛生用品	961	70,941	841	58,644	102	11,566
タイル	35,854	1,765,092	9,339	531,709	15,807	1,198,878
その他	1,468	167,734	162	23,872	1,395	154,041
合計	106,596	13,709,784	46,302	7,953,430	59,816	5,759,457
昭和41年度	89,389	8,352,792	43,837	4,759,032	45,825	3,528,154
昭和42年度	87,805	9,092,222	39,874	5,002,499	47,976	3,905,465
昭和43年度	92,455	10,519,731	45,263	6,199,336	47,194	4,538,355
昭和44年度	99,940	12,002,906	46,289	7,225,314	53,607	4,892,314
昭和45年度	106,596	13,709,784	46,302	7,953,430	59,816	5,759,457

(出典)『日本陶業年鑑1971年版』より¹³⁾

一方、意匠に関しては、1959年に「瀬戸陶磁器意匠研究所設立委員会」が設置され、1961年に、「瀬戸陶磁器意匠研究所」が開設されている（昭和45（1970）年に閉鎖）。

4. 製品特性（1970年下半年～1971年上半年）

4.1 分類の視点

陶磁器の意匠分類については、意匠センターの規程（「品種別の登録の取扱要領」（四）「品目の品種分類は次の表のとおりとする」）に従うこととする。同表においては、まず、(1)食器類と(2)ノベルティ類に大別されている。(1)は、さらに「碗皿類(1-a)」「皿類(1-b)」「三揃類(1-c)」「蓋物類(1-d)」「丼類(1-e)」「その他(1-f)」に細分類されている。同様に、(2)は、「置物類(2-a)」「薬味入類(2-b)」「花入類(2-c)」「壁掛類(2-d)」「喫煙具類(2-e)」「燭立類(2-f)」「化粧具類(2-g)」「貯金入類(2-h)」「雑品類(2-i)」に細分類されている。なお、それぞれの詳細な品目については、表1のとおりである（なお、上記のアルファベット表示は、本研究の整理のため、独自に付与したものである）。

4.2 瀬戸における製品特性

(1) 分類／分析における視点

ここでは、意匠センター瀬戸出張所が開設された昭和45（1970）年7月以降、同年12月まで

表4 品種別の品目例（分類表）

品 種	品 目	
食 器 類	碗 皿 類	碗皿, TV (ブリッジ) 碗皿, インドセンチャ, ワラビカップ, 湯呑 (蓋付湯呑を含む), マグ (ビールマグ, ミルクマグ), その他の碗類等
	皿 類	皿(肉皿, ティープレート, ケーキプレート, B/Bプレート, 額皿等を含む), スープ皿, 仕切皿, 葉皿, チットピット, プラター, チーズプレート, チーズ・カッター・プレート, エッグプレート, ピックル, スーザンリリッシュ, 貝型皿, 盆皿, その他の皿類等
	三 揃 類	土瓶, 乳入, 砂糖入, ピッチャー (ジュース注ぎを含む), 醤油入等
	蓋 物 類	氷入, クツキージャー, バター入, ジャム入 (チーズ入を含む), キヤニスター, インスタントコーヒー入, スープチューリン, 野菜入, その他の蓋物類等
	丼 類	高台丼(蓋付を含む), ライス丼, フルーツボール(オートミル), サラダボール, 南京丼, グレビーボート, その他の丼類, 飯茶碗 (蓋付を含む), 高台付丼等
	そ の 他	その他の食卓用および台所用品 (徳利, さかずき, サジ, バターメルト, メジャーリング・カップ, その他カップ等)
ノベルティー類	置 物 類	置物, ガーデンセット, 金魚モグリ等
	薬味入類	塩胡椒入, 薬味入等
	花 入 類	花瓶, プランター, 水盤等
	壁 掛 類	壁掛 (額皿を含む)
	喫煙具類	煙草入, 灰皿, ライターベース等
	燭 立 類	燭立, クライマー, オイルランプ, 電気スタンド等
	化粧具類	香水瓶, 白粉入, 口紅差し, 鏡台, 洗面具 (石けん入) 等
	貯金入類	貯金入
雑 品 類	ウイスキー瓶, 風鈴, 貴重品入, ナフキンホルダー, スプーンレスト, 本立, 香炉, 楊枝差し, ピンクツション, ペンホルダー, ドアノブ, 砂時計, 写真立, トーストラック, エッグカップ, トリベット等	

(出典：品種別の分類表「品種別の登録の取扱要領（昭和31年10月8日制定）」より）

の下半期と、昭和46（1971）年1月から6月末までの上半期を併せた1年間に、瀬戸出張所へ提出された意匠認証申請書（No. 500001～No. 506653）を分析¹⁴⁾し、当時の製品特性を考察してみたい。

なお、瀬戸出張所に申請している企業の所在地を見てみると、7月（2日～31日）受け付け分は合計467申請（No. 500001～No. 500466, No. 500503¹⁵⁾）である。その内訳を見ると、所在地が瀬戸市の企業が延べ416申請、東春日井郡¹⁶⁾が延べ50申請、名古屋市東区の業者が1申請となっており、全体の約9割の申請は行政区域としての瀬戸市内の企業から出されており、残りの約1割が東春日井郡（尾張旭市）である。名古屋市にある企業が申請した件数は、7月に関しては1申請あるが、当該申請書における加工完成業者は瀬戸市の業者であり、申請を名古屋市にある輸

出業者が行ったものである。これらのことから、瀬戸出張所に申請された製品は、「瀬戸」で製造された製品であると考えられるため、以下、昭和46（1971）年6月までの1年分を瀬戸の製品特性とみなして考察する。

分類については、意匠認証申請書に添付されている写真を元に、先に掲げた分類表に従って整理している。但し、意匠については、写真の形状からは判定が困難なものもあるため、本研究においては、以下の基準によって分類を試みている。

（分類基準）

- ① 単一の製品が申請（掲載）されている場合もあれば、複数の製品が一括して申請されている場合もある。複数の場合には、原則的に「単品」に切り分け、製品ごとにカウントしている（従って、申請件数よりも多い）。但し、形状等から判断し、同一の製品であると判断される場合は、一つの製品としてカウントしている。
- ② その他（転写紙）については、申請書の中に、複数枚の写真が掲載されている場合においても、一つとしてカウントしている（1申請につき1カウント）。
- ③ 申請書の品種分類に「ディナーセット」と記載されているものが、対象期間中8申請確認できた¹⁷⁾。この場合にも、個別の製品に分けて（製品単位で）カウントしている。
- ④ 製品は、大きく食器類とノベルティ類に分けられるが、稀に、飲食に供する物でも置物としての装飾性を兼ね備えている物がある（例えば、三揃類の「砂糖入」など）。この場合、砂糖入としての機能が明らかな場合は、そちらを優先し「食器類」に分類している。一方、器としても使える可能性がある物でも、明らかに装飾性の高いと判断される場合や、用途の判断が曖昧なものは、申請書の品種区分を参照の上「ノベルティ類」に分類したのものもある。
- ⑤ 皿と丼の区別は、写真において判定が困難なものもある。写真から判定される形状において、明らかに一定程度の高さ（深さ）のあるものについては、丼類に分類している。
- ⑥ 上記において、さらに分類が困難である食器類については「その他」に区分した。
- ⑦ ノベルティについて、個々の機能（貯金入として、コインの投入口が備わっているか否か等）を写真から判定が困難な場合には、「置物類」として分類している。
- ⑧ 認証申請書には、「品種区分」を記載する欄があり、意匠センターが分類表に従ってスタンプを押印しているため、原則として、これに従っている。しかし、複数の製品が申請されている場合における個々の製品分類や、写真の形状から明らかに別の判断が可能なものなどは、独自の視点により区分したのものもある（例えば、雑品類のスタンプがある場合でも、明らかに喫煙具と判断される場合のみ喫煙具類とした）。
- ⑨ 意匠認証申請書の中には、保存状態が悪く、写真が前後の申請書等に張り付いているなど、分析／判断が不能な申請書については、今回の分析対象から除外している（No. 505482～505491, No. 505697, No. 505698：以上、昭和46（1971）年4月申請の12件）。また、申請書にあるべき写真が剥がれており、製品分類が特性できない1件（No. 503292）も調査対象から除外した。

⑩ 判定については、上記の分類基準に照らし合わせ、可能な限り客観的な分類を試みた。そのためすべての申請書をスキャナーで読み取り、写真を拡大するなどにより正確な分析に努めた。

(2) 特徴—今回の分析における結論

製品は、全体で20,084点であるが、その内、転写紙等のみの申請が52件確認されたため、合計は、20,032点となる。大別すると、食器類が9,963点、ノベルティ類が10,069点である。若干ではあるが、ノベルティ類の方が多くなっており、この時期における瀬戸のノベルティ類の生産がいかに多かったのかが伺える。

それぞれについて詳細を見てみると、食器類については、「碗皿類 (1-a)」が圧倒的に多いことが分かる。食器類全体に占める「碗皿類」の割合は、約76% (7,532 / 9,963) を占めている。その他では、「三揃類 (1-c) (約9%; 871 / 9,963)」「蓋物類 (1-d) (約8%; 799 / 9,963)」などが続くが、全体に占める割合は小さい。

一方、ノベルティ類で最も多いのが、「置物類 (2-a) (約46%; 4,669 / 10,069)」である。次に多いのが、「花入類 (2-c) (約17%; 1,724 / 10,069)」であり、以下、「雑品類 (2-i) (約9%; 940 / 10,069)」、「燭立類 (2-f) (約8%; 790 / 10,069)」、「薬味入類 (2-b) (約7%; 702 / 10,069)」、「喫煙具類 (2-e) (約5%; 513 / 10,069)」、「貯金入類 (2-h) (約3%; 305 / 10,069)」、「(2-g) 化粧具類 (約3%; 261 / 10,069)」、「壁掛類 (2-d) (約2%; 165 / 10,069)」となっている。

品種別で分類した今回の調査から得られた結果は、以上のとおりである(詳細は、表5参照)。ここからは、食器類については約76%を「碗皿類」が、また、ノベルティ類については、約46%を「置物類」が占めることが分かった。

しかし、表4(品種別の品目例)で示したとおり、「碗皿類」(品種)の中にも、多様な「品目」の製品が含まれている。さらに、「置物類」(品種)については、その代表的な「品目」である「置物」について見ても、多様な製品が含まれるのが実情である¹⁸⁾。

従って、「品種」単位で分類/整理した今回の調査では、食器類の中では「碗皿類」が、また、ノベルティ類の中では「置物類」が多くを占めることとなったが、実際に瀬戸で製造された輸出陶磁器製品自体は、実に多様なものであったことに注意しておきたい。その上で、本研究の結果、得られた結論を再掲すると以下ようになる。

- ① 本研究の分類基準により集計した結果、合計20084点(食器類9963、ノベルティ類10069、その他52)となり、ノベルティ類は食器類と並ぶ、瀬戸の主要な輸出製品であったことが分かった。
- ② 食器類では、「碗皿類(約76%)」が占める割合が圧倒的に高く、その他では、「三揃類(約9%)」、「蓋物類(約8%)」などであり、全体に占める割合は低いことが分かった。
- ③ ノベルティ類では、「置物類」が約46%と半数近くを占めており、次いで「花入類(約17%)」、「雑品類(約9%)」、「燭立類(約8%)」などとなっていることが分かった。

意匠認証制度から見た瀬戸輸出陶磁器の特徴（その1）

表5 集計結果

年 月 日	形状：デザイン【食器】(1)										形状：デザイン【ノベルティ】(2)										その他		合計
	形状：デザイン【食器】(1)										形状：デザイン【ノベルティ】(2)										その他		
	1-a	1-b	1-c	1-d	1-e	1-f	小計	2-a	2-b	2-c	2-d	2-e	2-f	2-g	2-h	2-i	小計	転写紙	その他				
昭和45年7月	317	41	100	64	4	25	551	267	47	155	26	38	42	4	28	98	705	4		1260			
8月	797	7	27	58	2	13	904	259	41	65	8	50	37	11	3	80	554	5		1463			
9月	390	33	50	88	4	43	608	466	82	84	8	25	49	5	37	51	807	2		1417			
10月	917	14	104	61	2	13	1111	380	54	145	15	49	118	0	33	112	906	0		2017			
11月	643	21	92	60	0	15	831	542	90	182	38	46	52	21	23	38	1032	1		1864			
12月	859	24	62	40	8	13	1006	498	95	133	6	56	53	14	34	65	954	3		1963			
昭和46年1月	536	81	92	43	5	20	777	454	63	76	15	33	66	47	16	42	812	0		1589			
2月	1111	36	79	62	10	11	1309	267	35	113	17	43	48	3	48	31	605	2		1916			
3月	826	76	91	106	20	20	1139	485	48	245	15	63	122	102	25	196	1301	0		2440			
4月	792	34	56	64	8	5	959	379	38	131	10	22	59	7	6	62	714	6		1679			
5月	184	30	49	88	26	12	389	337	58	238	5	50	53	4	7	64	816	10		1215			
6月	160	51	69	65	22	12	379	335	51	157	2	38	91	43	45	101	863	19		1261			
合 計	7532	448	871	799	111	202	9963	4669	702	1724	165	513	790	261	305	940	10069	52		20084			

おわりに—残された課題

この一連の研究の最終的な到達目標は、瀬戸と名古屋との広域的な分業生産体制によって、それぞれの地域に蓄積している文化資源などの歴史的な特性を踏まえた上で、それらを現代の視点で編集し、交流を促進するモデルを構築することである¹⁹⁾。本研究は、意匠認証申請書を文化資料として、その前提となる分析を行ったものである。

本文で記載したとおり、瀬戸出張所において意匠認証申請手続きが始まったのは、昭和45(1970)年7月であり、本研究は、そこから1年分のデータ分析に基づき、その期間における「瀬戸」の輸出陶磁器の製品特性を把握することができた。

しかし、その後の時代の中で瀬戸の輸出陶磁器に起きた変化、すなわち時系列における分析は、今後の課題としている。併せて、意匠認証申請書に記載されている「申請者」、「輸出業者名」、「加工完成業者名」、「素地業者名」、「転写銅板業者名」の記載されたデータを元にした瀬戸と名古屋の分業関係を明らかにする作業も残されている。

これらの作業を行うには、膨大なデータを順次整理していく必要があり、多くの時間を要することとなるが、精緻な分析を試みることで、時代の流れの中における瀬戸の輸出製品の特性や瀬戸と名古屋との分業体制の状況などについて、順次、明らかにしていきたい。

最後に、本研究に際しては、「公益財団法人日本陶磁器意匠センター」の全面的な協力を得て実施している。また、意匠分類に際しては、「(厚生労働省認定)陶磁器上絵付け1級技能士」である杉山ひとみ氏からご助言を戴いた。加えて、「瀬戸陶磁器工業協同組合」、「一般財団法人名古屋陶磁器会館」など、陶磁器業界関係各位から幅広くご助言を戴いた。この場を借りて感謝申し上げます。

参考文献

論文

- 大森一宏 (2015)『近現代日本の地場産業と組織化』日本経済評論社
- 笠井雅直 (2012)「瀬戸陶磁器産業調査研究について—旧産業科学研究所史の発掘—」『名古屋学院大学研究年報25』pp. 53-70
- 笠井雅直 (2012)『尾張旭市誌 現代史資料編』(抜刷) pp567-774
- 古池嘉和 (2013)「名古屋陶磁器に関する基礎データ」『富山大学芸術文化学部紀要第7巻』pp. 122-127
- 近藤進 (2009)「陶業史こぼれ話③陶業界の戦後民間外交の始まり：日英陶業会談」『JAPPI NEWS LETTER (no. 120)』pp. 10-12
- 科野孝蔵 (1968)「わが国雑貨輸出の諸問題」『市邨学園短期大学社会科学研究会 (社会科学論集)』(別刷 pp. 1-40)
- 樋田豊次郎 (1997)「ノベルティ」『世界へ夢を贈るやきもの セト・ノベルティ』pp. 5-8
- 十名直喜 (2004)「世界一の「鳥」ノベルティと自社ブランドづくりをめざした大東三進(株) (DAITO) の経営・技術・文化」『名古屋学院大学論集 (社会科学篇) Vol. 40 No. 4』pp. 35-79

意匠認証制度から見た瀬戸輸出陶磁器の特徴（その1）

十名直喜（2008）『現代産業に生きる技―「型」と創造のダイナミズム―』勁草書房

服部文孝（1997）「セト・ノベルティの歴史」『世界へ夢を贈るやきもの セト・ノベルティ』pp. 86-93

春井久志（1995）「わが国陶磁器業界の現状と見通し―陶磁器製飲食物器・ノベルティ業界を中心に―」『技術講演会テキスト』pp. 1-12

株式会社貿易之日本社／日本陶業新聞社（1971）『日本陶業年鑑 1971年版』

株式会社貿易之日本社／日本陶業新聞社（1974）『日本陶業年鑑 1974年版』

日本輸出陶磁器史編纂委員会（発行者井元松蔵）（1967）『日本輸出陶磁器史』財団法人名古屋陶磁器会館

資料等

愛知県産業貿易館編集（1965）「愛知県輸出品生産者名簿」愛知県産業貿易館

財団法人 日本陶磁器意匠センター「日本陶磁器意匠センター諸規程集」（発行年不詳）

財団法人 日本陶磁器意匠センター（1966）「創立10周年記念 十年の歩み」

財団法人 日本陶磁器意匠センター（1976）「創立20周年記念 二十年の歩み」

財団法人 日本陶磁器意匠センター（1986）「THE THIRTIETH ANNIVERSARY JAPAN POTTERY DESIGN CENTER」

名古屋輸出陶磁器協同組合（1969）「創立二十周年記念 二十年史」

HP

一般財団法人名古屋陶磁器会館（<http://nagoya-toujikikaikan.org/>）

瀬戸陶磁器工業協同組合（組合沿革）（<http://www.setomono.or.jp>）

公益財団法人日本陶磁器意匠センター（<http://www.pottery-design.jp/>）

註）

- 1）本調査は、JSPS 科研費JP16K02091の助成を受けて実施したものである。（再掲）
- 2）英国における対日講和条約批准国会において、わが国の繊維、陶磁器の意匠模倣が問題となり、日本の招聘によって、昭和28（1953）年10月に、英国陶業連盟専務理事のウェントウォース・シールズ（Wentworth Shields）氏が来朝した。
- 3）ここで瀬戸とは、行政区域としての瀬戸市ではなく、瀬戸市と隣接する尾張旭市を含めた陶磁器産業の集積地を「瀬戸」と呼ぶこととする。なお、瀬戸出張所へ意匠認証を申請する企業の多くが、行政区域としての「瀬戸市」に立地する企業であるが、隣接する尾張旭市等に立地する企業からの申請もある。
- 4）「ニクソンショック」とは、アメリカ合衆国の大統領であったリチャード・ニクソンが1971年8月、金とドルの交換を停止したことであり、これにより「1ドル＝360円の固定相場制の維持が困難になり、1973年以降は、変動相場制」になった（『経済用語の基礎知識1999-2000（1999）』ダイヤモンド社より）。
- 5）輸出入取引法に基づく「意匠協定」は、平成9（1997）年12月の規制緩和推進策により廃止された。
- 6）「登録および認証規程」、「登録および認証手続」、「審査基準」、「審査委員会規程」などの諸規程は、昭和31（1956）年10月8日に制定されている。
- 7）申請書は受付押印後、2通を申請書に返却（1通は通関書類に添付（必須）、1通は申請者控え）、残りの2通を意匠センターに保管（1通は認証順に連番を付して保管、1通は意匠分類ファイルに保管）している。
- 8）意匠センター「審査基準」によれば、「国際商慣習にもとるもの」とは、「(1) 外国品の模倣品であって

明らかに国際貿易の信義にもとるものと認められるものまたは(2)仕向国において工業所有権等が設定されていることが事前に明確なものおよび(3)外国から意匠模倣、著作権侵害、その他これらに準ずる抗議を受け、その抗議が正当と認められるものを輸出取引する」こととしている。

- 9) 「日本陶磁器輸出組合」と「日本陶業連盟」が各2,500,000円(合計5,000,000円)を出資しており、加えて、昭和32(1957)年には政府から5,000,000円の補助金を得ている。
- 10) 昭和45(1970)年当時の審査体制は、「現行は業界の有識者約90名を委員に委嘱し、再審査の都度当該申立に直接利害関係のない委員5名以上により審査委員会が組織」されている(『日本陶業年鑑1971年版』より)。なお、昭和31年の審査開始より昭和40年までの10年間で、合計262件の審査点数があった。
- 11) 『日本陶業年鑑1971年版』(p81)より抜粋。
- 12) 同上(p82)より抜粋。
- 13) 『日本陶業年鑑1971年版』(p89)の表では、品種別の合計が合わない部分があるが、そのまま引用し、記載している。
- 14) 通番は、認証した日に付されるため、認証業務の関係上、受付年月日の順番と異なる場合がある。従って、昭和46年6月申請分で見れば(No. 506465)以降、次の17件は7月に申請(受付)されたものと前後して認証番号が付されている。(No. 506500, No. 506522, No. 506523, No. 506524, No. 506525, No. 506526, No. 506528, No. 506530, No. 506531, No. 506532, No. 506533, No. 506534, No. 506535, No. 506536, No. 506577, No. 506583, No. 506653)
- 15) 上記と同様の理由により、No. 500503は受付年月日が7月中であるが、8月に受付された申請書の中に、これより先に認証されたものがあるため番号が飛んでいる。
- 16) 昭和45(1970)年の12月1日に、東春日井郡旭町が尾張旭町に改称し、即日、市制施行して、現在の尾張旭市となった(同時に、東春日井郡は消滅した)。
- 17) その他、申請書の品種分類欄に、「ディナーウェア」と表記されているものが3件、「ティーウェア」と表記されているものが1件あるが、同様の考え方によって処理した。
- 18) 樋田(1997)によれば、「置物は日本人にとってもっとも身近な美術品なのに、それがなんであるか説明できないのは不思議なことだ」とした上で、それは、「置物という言葉の成立過程が屈折していたことと無関係ではないだろう」と述べている。
- 19) 科研申請における研究課題は、「文化と産業が融合する産業観光モデル構築に関する研究」である。